

北海道における農業金融を めぐる情勢

令和5年7月

北海道農政部農業経営局

農業経営課

1 農業金融の概要

農業経営の特徴

- 農業経営は、自然災害や病害虫の発生などの生産面でのリスクが高いほか、生産資材の国際価格や為替相場等の経済環境に左右されやすく、また、他産業と比べて資本の回転が遅いため、投資の回収に長期間を要するなどの特徴がある。
- 農業政策を遂行していく手段には大きく、税制、補助、出資、金融があるが、金融はその性格として弾力性、機動性に優れており、農業者の自主性や創意工夫による経営改善を支援・助長する手段として最も有効なものといえる。



農業経営の特徴

- ・危険性→自然的要因、経済環境に左右されやすい
- ・長期性→資本の回転が遅く、投資回収に長期間 他

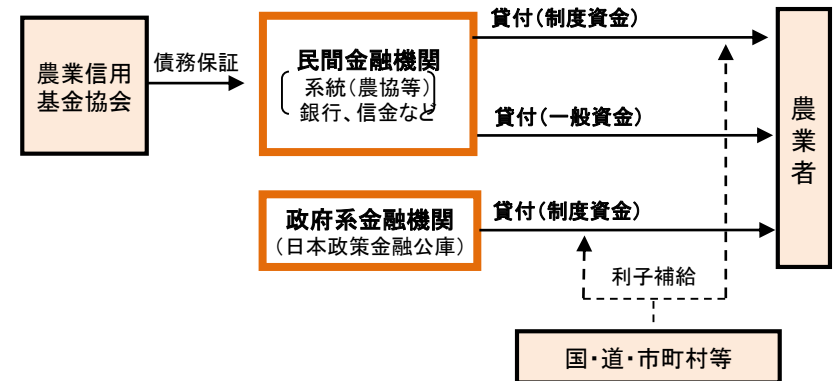


資金面での支援の必要性

- 税制 → 固定資産税や登録免許税の特例ほか
- 補助 → 強い農業・担い手づくり総合支援交付金ほか
- 出資 → 北洋農業応援ファンド(公庫、北洋銀行等)ほか
- 金融 → 一般金融、制度金融、債務保証、利子補給

農業金融の概要

- 農業者への融資は、上述の「農業経営の特徴」から一般市中銀行では難しい場合が多いとされている。
このため、銀行（銀行法に基づく株式会社）とは異なる協同組合の農協や信連等の「系統」が果たす役割が大きい。
- 民間金融機関は、短期運転資金、中期施設資金などの資金、政府系金融機関（日本政策金融公庫）は民間では対応が難しい長期・大型の施設資金の融資と役割が分担されている。
- 法令等に基づき利子助成等が行われる政策的な「制度金融」が重要な役割を担っている。
例) 民間 農業近代化資金、農業経営負担軽減支援資金 ほか
公庫 農業経営基盤強化資金、青年等就農資金 ほか

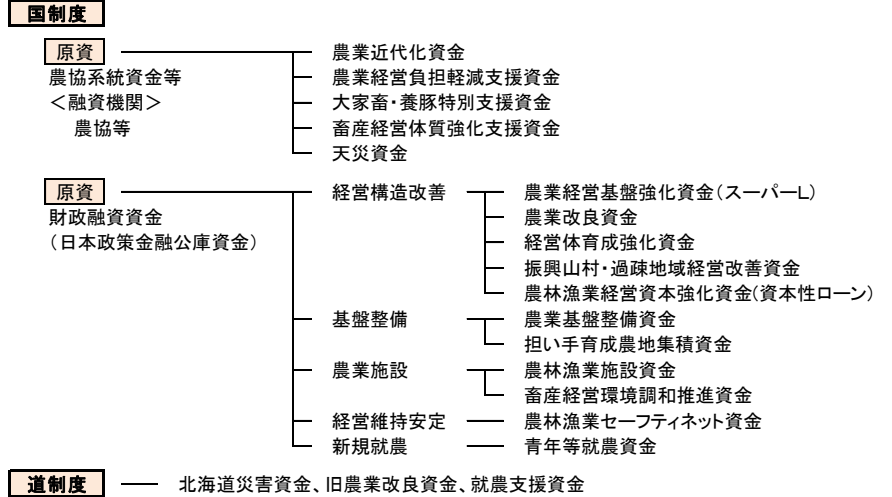


※ 農協や銀行等が預貯金等で集めた自己資金を原資に、金融機関の独自の貸付条件で貸付するものを「一般金融」といい、一般金融に係る資金を「一般資金」という。

2 制度資金の概要

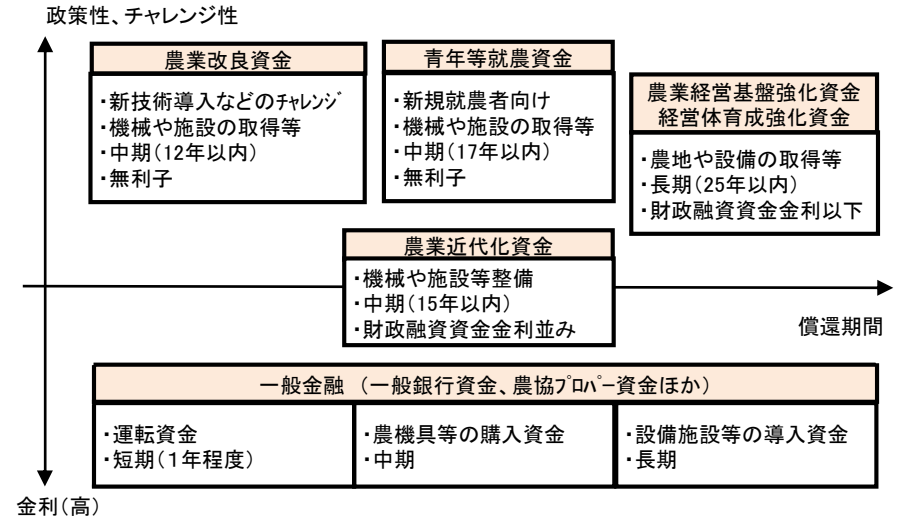
制度資金の体系

■ 制度資金の多くは国の制度に基づいており、農協系系統資金等を原資とする資金と、財政融資資金を原資とする資金に大別される。



主な制度資金の位置づけ

■ 主な制度資金について、政策性・金利・償還期間で整理すると、右図のとおり示される。



制度資金の実績

- 農業関係の主要制度資金については、令和2年度に道内では1,279億円が融資されている。

- ・ 実績の多いものは、次のとおり。
 - ①農業経営基盤強化資金 960億円 (77%)
 - ②農林漁業セーフティネット 128億円 (10%)
 - ③農林漁業施設(農業) 61億円 (5%)

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策等の対応のため、「農林漁業セーフティネット資金」が346億円となったが、令和3年度には128億円であった。

(単位:百万円)

区分		H17	30	R元	2	3
公庫資金	農業経営基盤強化	17,058	106,797	95,084	96,220	96,005
	農業改良		482	155		
	経営体育成強化	1,265	1,043	1,565	934	616
	青年等就業		929	1,288	1,385	1,309
	農業基盤整備	1,957	3,537	3,097	3,058	3,874
	担い手育成農地集積	1,881	3,169	3,450	3,662	3,434
	農林漁業施設(農業)	1,976	5,907	4,209	4,492	6,104
	農林漁業セーフティネット		2,578	807	34,571	12,796
	畜産経営環境調和推進	112		124		
	農業経営維持安定	802				
計	25,051	124,441	109,779	144,322	124,138	
民間資金	農業近代化	7,401	2,759	2,977	2,922	2,982
	農業経営負担軽減支援	1,544	276	206	177	288
	畜産特別	3,136	306	129	225	467
	畜産経営体質強化支援		25	130	591	
	軽種馬経営強化改善	1,043				
	(旧)農業改良	538				
	農業経営改善促進	2,357				
合計	41,070	127,807	113,221	148,237	127,875	

振興局別の実績

- 農業経営基盤強化資金の令和3年度融資実績(金額ベース)では、十勝が最も多く40%を占めており、次いで根室、オホーツク、釧路となっている。

- 農業近代化資金の3年度実績(金額ベース)でも、十勝が最も多く43%を占めており、次いで上川、空知となっている。

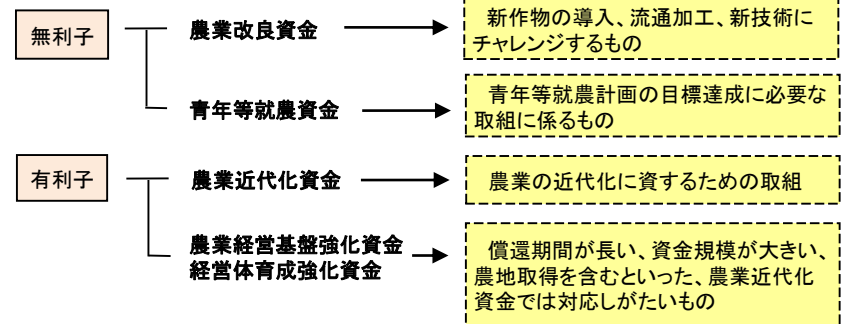
(金額単位:百万円)

	農業経営基盤強化資金		農業近代化資金		青年等就業資金	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
空知	460	6,691	54	461	8	45
石狩	41	623	14	196	8	43
後志	67	1,117	3	8	24	122
胆振	47	1,862	4	69	13	136
日高	33	2,341	1	5	8	45
渡島	31	2,787			6	71
檜山	45	488	1	2	1	32
上川	238	6,666	59	490	8	52
留萌	22	412	1	3		
宗谷	28	2,694	4	51	6	90
オホーツク	346	9,353	32	280	13	240
十勝	609	38,826	134	1,281	14	299
釧路	144	8,463	10	67	8	84
根室	193	13,681	8	69	3	50
計	2,304	96,005	325	2,982	120	1,309

3 性質別からみた制度資金

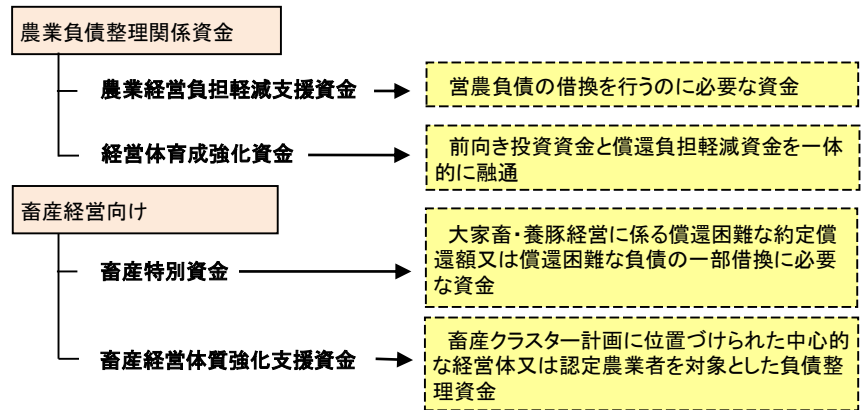
前向き資金

- 農林水産省では、経営改善に前向きに取り組む資金として、農業近代化資金ほか5つの資金を「農業経営改善関係資金」として基本要綱を定めている。
- 一元的融資窓口の導入（JA、公庫、銀行等で申し込みや相談を受け、適切なアドバイスを行う）や申込書様式の共通化などを図っている。



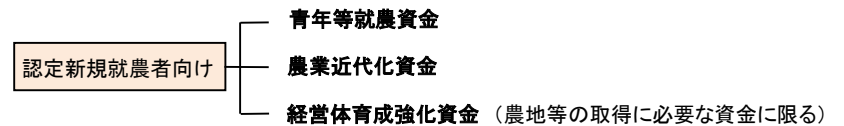
負債整理の資金

- 農林水産省では、農業経営負担軽減支援資金と経営体育成強化資金を「農業負債整理関係資金」として基本要綱を定め、窓口や申込様式で使いやすい制度となるよう配慮している。
- このほか、畜産経営は多額の資金を要すること等から、「畜産特別資金（大家畜・養豚特別支援資金）」や「畜産経営体質強化支援資金」に融通が行われ、既往負債の借換を支援している。



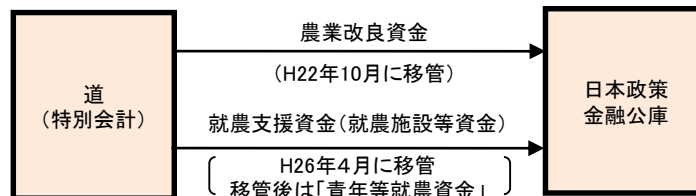
認定新規就農者の支援資金

- 道では、認定新規就農者の経営開始を支援するために、「北海道認定就農者総合融資制度取扱要領」を定め、青年等就農資金、農業近代化資金、経営体育成強化資金（農地等の取得に必要な資金に限る）の総合的な融通を図っている。



道貸付事業の公庫への移管

- 道は「特別会計」を設け、農業改良資金と就農支援資金(就農施設等資金)を、農業者に貸付(直貸またはJ A等経由の転貸)を行っていたが、これらの資金は、日本政策金融公庫へ移管。



制度資金の無利子化措置

- 平成19年度以降、認定農業者向けの農業経営基盤強化資金などに、国の追加利子助成により実質無利子とする特例措置が実施。
- 北海道における農業経営基盤強化資金の融資額は、近年、全国の3割を超えるなど、道内の旺盛な資金需要を支えている。

■ 農業経営基盤強化資金の融資額 (単位: 百万円)

区分	H17	30	R元	2	3
北海道 (A)	17,058	106,797	95,084	96,220	96,005
全国 (B)	64,589	331,089	295,650	283,960	301,259
A/B (%)	26.4	32.3	32.2	33.9	31.9

●制度資金の無利子化措置(令和5年度)

- 対象者
農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第3項の地図をいう。)に位置付けられた認定農業者等のうち、規模拡大や農産物輸出等、新たに攻めの経営展開を行う計画(担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通達)別記様式第1号に定める「経営展開計画」をいう。)を策定した者。
- 対象資金
スーパーL資金、農業近代化資金

新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍における原油価格・物価高騰等の影響を受けた農業者等向けの金融支援対策について(令和5年度における取扱い)

- 令和2年から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等に対し、貸付当初5年間実質無利子化や実質無担保化、農業信用基金協会の債務保証の引受当初5年間の保証料免除のほか、「農林漁業セーフティネット資金」の貸付限度額の引上げや償還期限の延長が措置されている。
- また、令和4年度の緊急対策から、原油・物価高騰等の影響を受けた農林漁業者に対して資金が円滑に融通されるよう、実質無利子化等の特例措置が措置されている。
- 融資機関などが連携して、農業者等の資金繰りや施設整備に対する支援を行っているところ。

●令和5年度における主な支援策

- 貸付当初5年間実質無利子化
 - 公庫資金 農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金(負債整理又は償還円滑化資金に限る)
 - 農協等民間資金 農業経営負担軽減支援資金
- 実質無担保・無保証人貸付
 - 公庫資金 農林漁業セーフティネット資金、経営体育成強化資金(負債整理又は償還円滑化資金に限る)
- 債務保証の当初5年間の保証料免除
 - 農協等民間資金 農業経営負担軽減支援資金、農業者向け民間借換資金(農業経営の改善に必要な資金との併せ貸し資金は対象外)

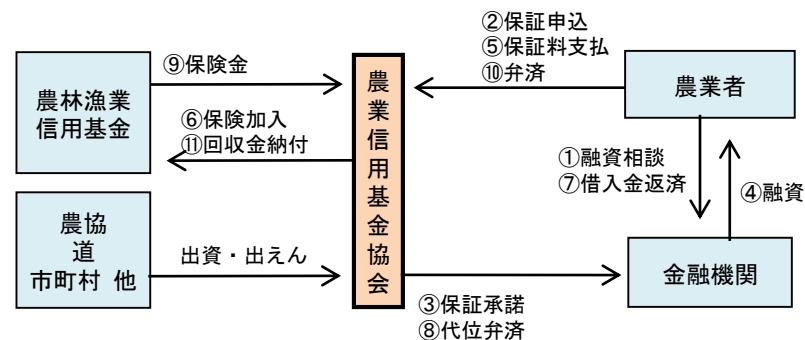
※ 1～3は、新型コロナウイルス感染症又はコロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により、経営に影響が生じており、現に農業粗収益、農業所得率又は純利益額が前期に比し悪化していることを決算書等により確認できることが要件とされている。
- 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の特例
 - 通常措置
600万円又は年間経営費又は粗収益(以下「年間経営費等」という。)の6/12
 - 新型コロナウイルス感染関係特例措置
1,200万円又は年間経営費等の12/12
 - コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等関係特例措置
通常措置又は新型コロナウイルス感染関係特例措置とは別に、600万円又は年間経営費等の6/12

※ 特例措置については、令和5年9月30日まで延長。

4 農業信用保証保険制度

概要

- 北海道農業信用基金協会は、農業者が農業経営に必要な資金を農協等金融機関から借り入れる際に、その債務保証を行っている。(借入者が返済できない場合、基金協会が金融機関に代位弁済)。その保証した債務については、同協会が農林漁業信用基金に保険加入してリスクを回避。
- 経営の大型化・省力化やスマート農業技術導入など、機動的な投資が行える環境整備が求められる中、農業者が必要な資金を円滑に調達するためにも、基金協会の信用保証制度が重要。
- 農協・道・市町村等の関係機関は、基金協会の債務保証業務に必要な財務基盤として、出資金を出資。
- 基金協会には、融資対象物件以外の担保及び経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めない「無担保無保証人制度」がある。道は、この制度の確立を図るため、基金協会が積み立てる特別準備金(代位弁済を行った際に取得する求償権を償却するためのもの)に対して、毎年度出えんを行っている。



【③：保証承諾のうち「無担保無保証人制度」】

- ・保証限度額の例

農業近代化資金	3,600万円
日本政策金融公庫資金	3,600万円
青年等就農資金	7,400万円

 (個人、認定農業者の場合。限度額は29年度から変更)

【⑨～⑪：代位弁済後】

- ・基金協会は、信用基金から保険金(約70%)を受領 (⑨)
- ・基金協会は、求償権を行使して、農業者から弁済を受ける (⑩)
- ・弁済を受けた金額(回収金)は、信用基金に納付 (⑪)

基金協会の業務状況

- 保証債務残高は、3,600億円台で推移したが、近年は増加し、令和3年度末は4,223億円。
- 求償権残高は、近年は減少傾向にあり、令和3年度末では45.8億円となった。代位弁済は、減少傾向にあったが、令和3年度末では前年度比1.2億円増の3.5億円となった。

(単位:億円)

	H24	25	26	27	28	29	30	R元	2	3
保証残高	3,691	3,631	3,659	3,602	3,510	3,683	3,998	4,218	4,261	4,223
求償権	62.3	72.2	69.3	67.2	62.0	58.3	54.2	50.0	46.4	45.8
代位弁済	15.1	19.3	5.9	6.3	6.4	4.9	5.2	4.1	2.3	3.5
回収	1.4	0.7	0.6	0.5	1.4	0.8	1.4	1.0	0.3	0.9
償却	6.7	8.7	8.2	7.9	10.2	7.8	8.0	7.3	5.6	3.2

- ・求償権は、代位弁済の増加に伴い増加し、回収や償却が進むと減少する。